

令和4年9月9日
子ども・若者部
教育委員会事務局

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例について

1 改正主旨

新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業の再開にあたり、新BOP学童クラブ事業の延長利用に日ぎめ利用制を導入するとともに、規定の整備を図る必要があるため、改正する条例を令和4年第3回区議会定例会へ提案する。

2 主な改正内容

- (1) 第11条「実施時間の延長」規定の整理を図るとともに、利用要件として「労働により」に加えて「疾病等の事由」を規定する。
- (2) 「延長実施の利用手続き」について、第12条に「延長利用の申請等」、12条の2「延長利用の不承認」、12条の3「延長利用承認の取消し」に整理し、規定を新設する。
- (3) 第13条「延長利用料」は、日ぎめ利用の新設に伴い、月ぎめの利用料に加え、日ぎめの利用料の規定を追加する。

3 改正案

別紙「新旧対照表抜粋」のとおり

4 施行予定日

令和4年10月3日

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月 第3回区議会定例会（改正条例案を提案）

令和4年10月 改正条例施行

世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表 抜粋

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、<u>その</u>保護者の<u>労働、疾病等</u>の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であって、かつ、保護者の<u>労働又は疾病等</u>の事由により、放課後又は小学校の休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>(入会の不承認)</p> <p>第6条 区長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、新BOP学童クラブへの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないことができる。</p>	<p>(入会の不承認)</p> <p>第6条 区長は、<u>新BOP学童クラブへの入会を不相当と認めるときは</u>、新BOP学童クラブの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないことができる。</p>
<p><u>(1) 申請に係る児童が、第4条に規定する要件に該当しないとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が入会承認をすることが特に不相当と認めるとき。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(入会承認の取消し)</p> <p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>新BOP学童クラブに入会している児童が、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</u></p> <p>(3) <u>新BOP学童クラブに入会している児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(入会承認の取消し)</p> <p>第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>(実施時間の延長)</p>	<p>(実施時間の延長)</p>

改正後	改正前																								
<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす児童（新BOP学童クラブに入会している児童に限る。）</u>に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p> <p>(1) 当該児童の保護者の労働、<u>疾病等の事由</u>により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p><u>(延長利用の申請等)</u></p>	<p>第11条 区長は、新BOP学童クラブのうちその指定するものにおいて、<u>次に掲げる要件を満たす児童</u>に対し、新BOP学童クラブ事業をその実施時間を延長して行うこと（以下「延長実施」という。）ができる。</p> <p>(1) 当該児童の保護者の労働により、延長実施が行われる時間に家庭において適切な保護及び育成を受けることができない者であること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。</p> <p><u>(延長実施の利用手続)</u></p>																								
<p>第12条 <u>延長実施の利用（以下「延長利用」という。）をしようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p>	<p>第12条 <u>第5条から第7条までの規定は、延長実施の利用（以下「延長利用」という。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>																								
<p><u>(右表削除)</u></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 837 1256 884">第5条</td> <td data-bbox="1256 837 1744 884"><u>新BOP学童クラブに入会</u></td> <td data-bbox="1744 837 2098 884"><u>延長利用を</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 884 1256 930">第6条</td> <td data-bbox="1256 884 1744 930"><u>新BOP学童クラブへの入会</u></td> <td data-bbox="1744 884 2098 930"><u>延長利用</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 930 1256 976"></td> <td data-bbox="1256 930 1744 976"><u>新BOP学童クラブの入会</u></td> <td data-bbox="1744 930 2098 976"><u>延長利用</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 976 1256 1023"></td> <td data-bbox="1256 976 1744 1023"><u>入会承認</u></td> <td data-bbox="1744 976 2098 1023"><u>延長利用承認</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1023 1256 1069">第7条</td> <td data-bbox="1256 1023 1744 1069"><u>入会承認</u></td> <td data-bbox="1744 1023 2098 1069"><u>延長利用承認</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1069 1256 1115"></td> <td data-bbox="1256 1069 1744 1115"><u>第4条第1項</u></td> <td data-bbox="1744 1069 2098 1115"><u>第11条第1項各号</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1115 1256 1161"></td> <td data-bbox="1256 1115 1744 1161"><u>新BOP学童クラブを欠席して</u></td> <td data-bbox="1744 1115 2098 1161"><u>延長利用をしていない</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1161 1256 1209"></td> <td data-bbox="1256 1161 1744 1209"><u>いる</u></td> <td data-bbox="1744 1161 2098 1209"></td> </tr> </tbody> </table>	第5条	<u>新BOP学童クラブに入会</u>	<u>延長利用を</u>	第6条	<u>新BOP学童クラブへの入会</u>	<u>延長利用</u>		<u>新BOP学童クラブの入会</u>	<u>延長利用</u>		<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>	第7条	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>		<u>第4条第1項</u>	<u>第11条第1項各号</u>		<u>新BOP学童クラブを欠席して</u>	<u>延長利用をしていない</u>		<u>いる</u>	
第5条	<u>新BOP学童クラブに入会</u>	<u>延長利用を</u>																							
第6条	<u>新BOP学童クラブへの入会</u>	<u>延長利用</u>																							
	<u>新BOP学童クラブの入会</u>	<u>延長利用</u>																							
	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>																							
第7条	<u>入会承認</u>	<u>延長利用承認</u>																							
	<u>第4条第1項</u>	<u>第11条第1項各号</u>																							
	<u>新BOP学童クラブを欠席して</u>	<u>延長利用をしていない</u>																							
	<u>いる</u>																								

改正後	改正前
<p><u>2 延長利用は、次の各号に掲げる利用の形態（以下「利用形態」という。）のいずれかによるものとする。ただし、第1号に掲げる利用形態による延長利用は、1月当たりの延長利用の日数が規則で定める日数以上となることが見込まれる児童に限るものとする。</u></p> <p><u>(1) 月ぎめ利用（1月単位での延長利用をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 日ぎめ利用（1日単位での延長利用をいう。以下同じ。）</u></p>	(新設)
<p><u>3 区長は、延長利用の承認（以下「延長利用承認」という。）に当たっては、規則で定める定員の範囲内で、月ぎめ利用に係る申請を優先して承認するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>4 延長利用承認は、前項に規定するもののほか、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>(延長利用の不承認)</u></p>	(新設)
<p><u>第12条の2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 申請に係る児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しないとき又は前条第2項ただし書に規定する要件に該当しないとき（当該申請が、月ぎめ利用に係るものである場合に限る。）。</u></p> <p><u>(2) 申請に係る新BOP学童クラブの延長利用承認のあった児童の数が、前条第3項に規定する定員に達しているとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が延長利用承認をすることが特に不相当と認めるとき。</u></p> <p><u>(延長利用承認の取消し)</u></p>	(新設)
<p><u>第12条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、延長利用承認を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 延長利用承認のあった児童が、第4条若しくは第11条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき又は第12条第2項ただし書に規定する要件に該当しなくなったとき（当該児童が、月ぎめ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>利用による延長利用をしている場合に限る。)</u>。 <u>(2) 児童の保護者が、偽りその他不正な手段により入会承認又は延長利用承認を受けたことが判明したとき。</u> <u>(3) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。</u> <u>(4) 延長利用承認のあった児童が、正当な理由がなく長期にわたって延長利用をしていないとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。</u></p>	
(延長利用料)	(延長利用料)
<p>第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき、<u>次の各号に掲げる利用形態の区分に応じ、当該各号に定める額の延長実施に係る利用料（以下「延長利用料」という。）</u>を納付しなければならない。</p>	<p>第13条 延長利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに、児童1人につき<u>月額1,000円の延長実施の利用料（以下「延長利用料」という。）</u>を納付しなければならない。<u>ただし、児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめ、又は各月16日から末日までの間に延長利用を開始した場合にあっては、延長利用料の額は、児童1人につき月額500円とする。</u></p>
<p><u>(1) 月ぎめ利用 月額1,000円（児童が各月初日から15日までの間に延長利用を取りやめた場合にあっては、月額500円）</u></p>	(新設)
<p><u>(2) 日ぎめ利用 日額200円（延長利用をした日が属する月における延長利用料の合計額が1,000円を超える場合にあっては、月額1,000円）</u></p>	(新設)
第2項 (略)	第2項 (略)